

2026 年 5 月～2026 年 6 月総会 議決権行使指図結果

2026 年 5 月～6 月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は 1,311 社、議案数は 13,417 議案（会社提案：13,143 議案、株主提案：274 議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	9,095	1,681	0	0	10,776
	監査役の選解任	587	55	0	0	642
	会計監査人の選解任	18	0	0	0	18
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	472	27	0	0	499
	退任役員の退職慰労金の支給	0	26	0	0	26
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	802	16	0	0	818
	組織再編関連（*2）	17	0	0	0	17
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	39	0	0	40
	その他 資本政策に関する議案（*3）	35	2	0	0	37
定款に関する議案		262	5	0	0	267
その他の議案		2	1	0	0	3
合計		11,291	1,852	0	0	13,143

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	14	260	0	0	274

※当該結果開示は、上場企業への議決権行使を対象としております。

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（１）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（２）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（３）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

(ご参考)

2025 年 7 月～2026 年 6 月総会 議決権行使指図結果

2025 年 7 月～2026 年 6 月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は 1,932 社、議案数は 18,654 議案（会社提案：18,327 議案、株主提案：327 議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	12,334	2,544	0	0	14,878
	監査役の選解任	824	77	0	0	901
	会計監査人の選解任	32	0	0	0	32
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	634	48	0	0	682
	退任役員の退職慰労金の支給	0	34	0	0	34
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,130	18	0	0	1,148
	組織再編関連（*2）	36	0	0	0	36
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	50	0	0	51
	その他 資本政策に関する議案（*3）	115	2	0	0	117
定款に関する議案		433	10	0	0	443
その他の議案		4	1	0	0	5
合計		15,543	2,784	0	0	18,327

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	18	309	0	0	327

※当該結果開示は、上場企業への議決権行使を対象としております。

なお、以下のような会社提案に対して反対いたしました。

- （１）取締役の選解任
 - ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
 - ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）
- （２）監査役の選解任
 - ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）
- （３）役員報酬
 - ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合